ウ　国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して大学等の研究機関と共同して行う研究開発における技術情報の漏えいを防ぐため、大学等の研究機関に対し営業秘密の管理や職員等の守秘義務を徹底するよう促す。

8　事業終了後のハンズオン支援機関の有効活用

国等は、特定補助金等の事業終了後の事業化等の状況について、その把握に努めつつ、事業化状況に応じて必要なハンズオン支援機関を紹介するなど、製品化や市場化の一層の促進・充実を図る。

五　方針の実施

1　国等は、本方針の普及及び徹底を図るものとする。このため、各府省は、上記の措置の実施状況について中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の実施について、所管する特定独立行政法人等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努める。

2　国等は、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するため、国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業者等に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、特定補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。

（別表一）

平成二十四年度予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出目標額（単位・億円）

各省名	国等の特定補助金等の交付額	中小企業者等向け支出目標額
総務省	一七五・二	一一・二
文部科学省	一九八・六	四三・四
厚生労働省	一二・三	四・五
農林水産省	一八一・八	一四・六
経済産業省	一〇五〇・七	三七一・一
国土交通省	八・七	二・五
環境省	六〇・〇	六・〇
合計	一六八七・三	四五三・三

＊注　右表「国等の特定補助金等の交付額」には、中小企業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

（別表二）

平成二十三年度当初予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出実績見込額（単位・億円）

各省名	中小企業者等向け支出目標額	中小企業者等向け支出実績見込額
総務省	二〇・〇	二五・六
文部科学省	三六・六	三六・〇
厚生労働省	二・八	五・一
農林水産省	一五・九	一六・一
経済産業省	三三三・二	三六八・五
国土交通省	二・三	二・一
環境省	七・二	七・二
合計	四一五・五	四五一・一

＊注　「国等の特定補助金等」には、中小企業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

○経済産業省告示第百五十三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の通知があったので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十四年六月二十九日　経済産業大臣　枝野　幸男

国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

平成二十二年度当初予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　総務省　約七〇件
　　文部科学省　約三五〇件
　　厚生労働省　約二〇件
　　農林水産省　約二七〇件
　　経済産業省　約一九四〇件
　　国土交通省　約一〇件
　　環境省　約一〇件

2　支出金額　総務省　約三六億円
　　文部科学省　約四三億円
　　厚生労働省　約八億円
　　農林水産省　約一八億円
　　経済産業省　約二九九億円
　　国土交通省　約一億円
　　環境省　約八億円

平成二十二年度予備費における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　約一五〇件

2　支出金額　約九六億円

平成二十二年度補正予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　約四〇〇件

2　支出金額　約八〇億円

○経済産業省告示第百五十四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構又は全国中小企業団体中央会から交付する平成二十四年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年六月二十九日　経済産業大臣　枝野　幸男

一　経済産業省から交付する特定補助金等

地域新成長産業創出促進事業費補助金のうち先端農業産業化システム実証事業であって先端技術活用システム実証事業に関するもの

地域イノベーション創出実証研究補助事業に係る補助金

戦略的国際標準化加速事業に係る委託費

アジア基準認証推進事業に係る補助金

資源循環実証事業に係る補助金